

定 款

制定：平成28年12月22日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社深川未来ファームと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農畜産物の生産、加工及び販売
2. 農畜産物の貯蔵及び運搬
3. 農作業の受託
4. 農業体験研修農園の運営
5. 除雪作業の代行
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は北海道深川市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、40株とし、そのうち普通株式は30株、甲種類株式は10株とする。

(甲種類株式の議決権)

第6条 甲種類株式の株主は、株主総会において議決権を有しない。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する必要がある場合には、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第11条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するときは、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同で請求しなければならない。その登録または表示の取り消しについても同様とする。

(手数料)

第13条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後2ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

3 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は2名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社には、代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

2 当会社の代表取締役は社長とし、必要に応じて、取締役の中から、副社長1名を選定することができる。

3 社長は、当会社を代表し、業務を統括する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して配当する。

2 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産)

第26条 当会社の設立に際して出資する財産の最低額は、金200万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成29年12月31日までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第28条 発起人の住所、氏名及び各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

発起人	住所	北海道深川市2条17番17号
	氏名	深川市 代表者 深川市長 山下 貴史
	株式	普通株式 10株
発起人	住所	北海道深川市北光町1丁目10番10号
	氏名	きたそらち農業協同組合 代表理事 早崎 優美
	株式	普通株式 10株
発起人	住所	北海道深川市一已町字一已7354番地
	氏名	株式会社深川振興公社 代表取締役 山下 貴史
	株式	普通株式 10株 甲種類株式10株

(設立時の役員)

第29条 当会社の設立時役員は次のとおりとする。

設立時取締役 山下 貴史 柏木 孝文 野原 信雄

設立時代表取締役 野原 信雄

(定款に定めのない事項)

第30条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする。